

## 動物実験の実施に関する倫理委員会ガイドライン

1998年 4月 7日

帝京大学動物実験に関する倫理委員会

### 1 目的

本ガイドラインは、動物実験を計画し実施する際に倫理的に遵守すべき事項を示すことにより、動物福祉の観点から適正な動物実験の実施を促すことを目的としている。

### 2 適用範囲

本指針は、帝京大学におけるすべての動物実験に適用される。

### 3 実験計画の立案

#### (1) 研究設定

動物実験は、研究目的に必要な最小限の計画にとどめる。このため、代替実験の可否、適正な供試動物種の選択、実験動物数の検討を行うとともに、動物の遺伝学的、微生物学的品質についても検討しなければならない。

#### (2) 苦痛、疼痛対策

ほとんどすべての実験は多少なりとも苦痛を伴うことを認識し、苦痛の程度を評価、把握し、実験計画を検討する必要がある。特に慢性の疼痛を伴う実験である場合には、次項「4 実験操作」に記した項目に留意して実験計画を立てる。

#### (3) 飼育環境と実験処置

飼育環境の適正な条件の確保と、実験処置の向上にも留意する。

#### (4) 助言

実験計画の立案のためには、必要に応じて実験動物の専門家、あるいは動物動物に関する倫理委員会の助言を求め、有効、適切な実験が行えるように配慮する。

### 4 実験操作

実験者は、再現性のある科学的に適正な動物実験を行うためにも、また動物福祉のためにも、適切な麻酔薬の使用などの手段により、動物に無用な苦痛を与えないように配慮する。このため、必要な場合には管理者、実験動物の専門家、あるいは動物実験に関する倫理委員会の判断を求める。

### 5 慢性実験での動物管理

慢性実験では、無菌的手術操作に留意し、侵襲後の管理を適切な設備と環境の下にて、必要に応じて鎮痛薬や鎮静薬の使用をも含めて苦痛の排除に留意しながら、個体の健康状態や損傷、感染症の発生に留意して観察を怠らないようにする。

### 6 慢性の疼痛に対する対策

動物実験が、連続的な電気刺激、炎症、骨折、薬剤、関節炎、皮膚刺激実験などによって、慢性的な疼痛を

伴うものである場合、研究者は以下の各項に配慮する。

- (1) 実験の正当性、必要性を再確認する。
- (2) 体重の変化、毛づくろい行動、睡眠覚醒サイクル、場合によっては脳波によって動物が疼痛に耐えている状況を把握する。
- (3) 動物が、急性の疼痛から逃避行動を取ることが出来るように配慮する。
- (4) 慢性疼痛刺激を受けている動物に対しては、研究目的に支障のない範囲で、疼痛を緩和する対策を講じる。
- (5) 疼痛が加わる時間はできるだけ短く、動物数も最小にする。
- (6) 研究目的にかなう範囲で、出来るだけ下等な動物種を選択する。

## 7 実験終了後の処置

実験を終了した動物には、安楽死の処置を取らねばならない。

## 8 調査・助言

本委員会は、動物実験の内容に対し、必要に応じて調査・助言することが出来る。

## 9 倫理的実験計画の証明

本委員会は、上記の項目を満たす動物実験に対しては、本ガイドラインに沿った動物実験である旨、書面での証明を与えることが出来る。